

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から61年11月までの期間、及び平成2年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から61年11月まで
② 平成2年8月

申立期間①について、A市（当時はB市）のC町で実施された集合徴収で、国民年金保険料を納めていた。また、申立期間②について、口座振替を利用して納めていたと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「社会保険事務所（当時）から通知が届き、A市のC町で実施された集合徴収で、国民年金保険料を納めた。」と述べており、同市の管轄年金事務所によると、「当時、市役所、支所、出張所、公民館及びコミュニティセンターで集合徴収を行っており、実施の案内もしていた。」と回答しているところ、同市のC町にはDコミュニティセンターが当時から存在していたことが確認できる。

また、申立人は、集合徴収により保険料を納付した時期について「夏や冬ではなく、過ごしやすい時期だった。」と述べており、当該年金事務所は、「集合徴収は昭和40年代後半頃から、毎年、同じ市町村で秋と冬の2回実施していた。」と回答しているところ、市の国民年金被保険者名簿に申立人の加入手続の届出年月日が昭和62年1月7日と記載されていることから、同年秋に実施された集合徴収の時点で納付可能であった60年7月まで最大限遡って納付できたと考えられる。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の前後の期間の国民年金保

険料を納付している上、口座振替や前納制度を利用するなど、納付意識の高さがうかがえることから、1か月と短期間である当該期間のみあえて納付しなかったとは考え難い。

3 1に記載したとおり、昭和62年秋の時点では、申立期間①のうち58年4月から60年6月までの期間については、時効により納付できなかったと考えるのが自然であり、加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から61年11月までの期間、及び平成2年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 912

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から46年3月まで

国民年金の加入手続や保険料の納付については母親が行っており、家族全員が納付済みであるにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間以外の国民年金保険料は、前納制度を利用するなどして全て納付されている上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとするその母親も、制度発足時から国民年金に加入し保険料を完納していることから、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人の手帳記号番号は、昭和47年12月に払い出されていることが確認できることから、申立期間については、過年度納付が可能な期間であり、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、当該期間直後の46年4月から47年3月までの保険料は、48年1月17日に過年度納付されたことが確認できることから、申立期間についても過年度納付書が発行されたと考えられる上、申立期間は1回かつ5か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から4年3月まで

平成3年*月に20歳になり、国民年金保険料の納付通知が来たが、当時はまだ大学生で働いていなかったため、父が町役場で免除申請をしてくれたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父は、「申立人が20歳になった時、国民年金の納付の通知が来たので、町役場に出向いて免除申請の手続をした。」と供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年1月9日に払い出されており、申立人が20歳に到達した3年*月*日からまもなく国民年金加入手続を行ったことが推認でき、その申立内容に不自然さはみられない上、当該手帳記号番号払出しの時点で申立期間に係る国民年金保険料について免除申請することは可能であった。

また、申立期間当時同居していた、申立人の両親及び姉は申立期間と同期間の国民年金保険料を納付済みであることなどから、申立人の家族の国民年金に対する納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間は4か月と短期間である上、オンライン記録では申立期間直後の1年間は申請免除となっているが、A町の被保険者名簿では未納と記録されていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月6日から43年7月8日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」確認のはがきが届いた。脱退手当金を受け取った記録になっているが、これまで脱退手当金という制度も知らなかったし、退職後は結婚し、脱退手当金が支給されたとする昭和44年8月は国民年金保険料も納付しており、脱退手当金を受け取った記憶は全く無い。記録が間違っていると思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年1か月後の昭和44年8月2日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿における氏名は変更処理されておらず、旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は、旧姓により事務処理されたものと考えられるが、申立人は昭和44年2月*日に婚姻し、改姓しており、旧姓を用いて脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人の3回の被保険者期間のうち、未請求となっている被保険者期間が2回あるのは不自然である。

加えて、申立人は申立期間の前後の期間において、国民年金保険料を間断なく納付しており、通算年金制度が発足していた当時、国民年金保険料納付期間において脱退手当金を請求し、受給していたと考えるのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 1 日から同年 11 月 22 日まで
② 昭和 39 年 11 月 27 日から 40 年 10 月 28 日まで
③ 昭和 40 年 10 月 29 日から 41 年 10 月 21 日まで

日本年金機構から脱退手当金支給記録の確認に関するはがきが届いたが、支払ったとされる昭和44年8月頃は育児に追われていてそのような手続を行う余裕は無く、脱退手当金を受給した記憶も無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、オンライン記録によると、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2年9か月後の昭和44年8月2日に支給決定が行われたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿の氏名は旧姓のまま変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和43年8月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人の支給されたとする脱退手当金については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、当該期間は、申立人の4回の被保険者期間のうちの最初の被保険者期間であり、失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 3 日から 40 年 7 月 7 日まで
② 昭和 42 年 5 月 8 日から 43 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 3 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで

年金事務所の記録によると、脱退手当金を受給したことになっているとのことだが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、A社に係る被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が当該事業所に係る被保険者期間を失念するとは考え難い上、当該事業所に係る1年間の被保険者期間は、全ての申立期間に係る事業所と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は昭和44年2月に婚姻しているが、厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳払出簿の氏名は旧姓のままであり、申立人が申立期間の脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで

昭和33年6月に入社し、51年2月に退職するまでA社C支店に勤務していた。ところが、会社の事情によるためではあるが、厚生年金保険の被保険者記録では、支店間を変遷した記録となっており、B支店からD支店に異動した際の43年9月の1か月間の空白期間が存在する。入社から退職まで継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚は、「同社の人事異動は常に月初めであった。」と証言していることから、申立人に係る同社B支店における資格喪失日を昭和43年10月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和43年8月のオンライン記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和43年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え

難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで

昭和42年6月に入社し、50年7月に退職するまでA社C支店に勤務していた。ところが、会社の事情によるためではあるが、厚生年金保険の被保険者記録では、支店間を変遷した記録となっており、B支店からD支店に異動した際の43年9月の1か月間の空白期間が存在する。入社から退職まで継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚は、「同社の人事異動は常に月初めであった。」と証言していることから、申立人に係る同社B支店における資格喪失日を昭和43年10月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和43年8月のオンライン記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和43年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え

難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで

昭和43年2月に入社し、50年3月に退職するまでA社C支店に勤務していた。ところが、会社の事情によるためではあるが、厚生年金保険の被保険者記録では、支店間を変遷した記録となっており、B支店からD支店に異動した際の43年9月の1か月間の空白期間が存在する。入社から退職まで継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚は、「同社の人事異動は常に月初めであった。」と証言していることから、申立人に係る同社B支店における資格喪失日を昭和43年10月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和43年8月のオンライン記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和43年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え

難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで

昭和33年4月に入社し、平成8年3月に退職するまでA社C支店に勤務していた。ところが、会社の事情によるためではあるが、厚生年金保険の被保険者記録では、支店間を変遷した記録となっており、B支店からD支店に異動した際の43年9月の1か月間の空白期間が存在する。入社から退職まで継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚は、「同社の人事異動は常に月初めであった。」と証言していることから、申立人に係る同社B支店における資格喪失日を昭和43年10月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和43年8月のオンライン記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和43年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え

難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から6年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から6年9月まで
申立期間については、妻と一緒に国民年金保険料の集合徴収が行われていたA店又はB店へ出向き、数か月分の保険料をまとめて納付していたので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A店又はB店で国民年金保険料の集合徴収が行われていたので、そのいずれかで保険料を納付した。」としているが、管轄年金事務所では、「申立期間当時における集合徴収の実施日及び実施場所については、資料が残存していないため不明である。」としている上、申立期間におけるC市の広報紙を見ても、B店において年金相談会が実施されていたことは確認できるものの、集合徴収が実施されていたことは確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年1月に払い出されており、この時点で、申立期間のうち3年11月以前の期間については、時効により保険料が納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から4年4月までの期間及び10年7月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成16年7月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月から4年4月まで
② 平成10年7月から11年3月まで
③ 平成16年7月から17年3月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、未納との回答をもらった。

しかし、申立期間①及び②については、父親又は元妻が納付していたし、申立期間③については、自らはせずに、町役場に頼んで免除申請の手続きを行ってもらっていたので、いずれの申立期間についても未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、平成元年に他界しており、申立人の元妻は、申立人の国民年金については分からないとしている上、申立人自身は保険料納付に関与していないことから、申立期間①及び②に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②について、両期間の間における第3号被保険者特例納付期間及び第3号被保険者期間は、オンライン記録から、それぞれ平成17年4月、11年9月に記録されたことが確認できることから、申立期間当時は、申立期間①から②までの期間は連続する未納期間（119月）であったと考えられ、このように長期間にわたり、行政側が継続して記録処理を誤った可能性は低いと考えられる。

さらに、申立期間③について、申立人は、「自ら免除の申請を行ったことは無く、町役場に頼んでいた。」としているが、制度上、申請免除の手続きは、

本人が申請により行うものであることから、町役場が申立人の国民年金保険料を免除する手続を行ったとは考え難い。

加えて、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）並びに申立期間③の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付及び免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月

申立期間の国民年金保険料を厚生年金保険と重複して納付したため、還付されたことになっているが、その期間の保険料の還付を受けた覚えは無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立期間の還付金額、還付期間及び還付決定年月日が明確に記載されており、この記載内容自体にも不合理な点はなく、社会保険事務所（当時）における当該還付に関する一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、昭和54年9月10日に厚生年金保険の資格を取得したことにより、国民年金被保険者資格を喪失したことが特殊台帳より確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さは見られない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成元年12月まで

国民年金の加入手続と保険料を納付してくれた母親から、申立期間の保険料は市役所の窓口で納付したと聞いていた。また、その後、自ら市役所の窓口で保険料を納付した際には、「国民年金は継続している。」と言われたことを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の手続に関与していない上、保険料を納付したとするその母親は「市役所庁舎の2階か3階の保険年金課で平成3年から4年頃に加入手続を行い、その後、保険料を納付したと思うがいずれの手続についても、その時期をはっきりと覚えてはいない。」としており、その記憶は曖昧と言わざるを得ず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成3年3月15日であり、申立期間の一部については、保険料は市役所の窓口で納付することができない上、申立期間の大半の期間については、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録及び市の国民年金被保険者台帳のいずれにおいても申立期間は未納と記録されている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から 60 年 1 月 1 日まで
申立期間について、A社に勤務し、給料から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社からの回答により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成4年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該事業所では、「申立期間当時は、B国民健康保険組合に加入していたところ、当該組合から、厚生年金保険との抱き合わせはできないと言われたため、厚生年金保険には加入していなかった。」としている。

さらに、申立期間について申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人が記憶している当該事業所における同職種の同僚は、連絡先が特定できない。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年頃から 45 年頃まで
② 昭和 45 年頃から 47 年頃まで
③ 昭和 49 年頃から 52 年頃まで
④ 昭和 51 年頃から 52 年 6 月 1 日まで
⑤ 昭和 52 年 7 月 31 日から 53 年頃まで
⑥ 昭和 53 年頃から平成元年頃まで

申立期間①については、A社に約1年、申立期間②については、B社に約3年、申立期間③については、C社に約1年、申立期間④及び⑤については、D社に約2年、申立期間⑥については、E社で約2、3年働いてからF社に約1年、G社に約2、3年、H社に約1年勤務した。申立期間のいずれの事業所についても詳しい勤務期間は覚えていないが、厚生年金保険に加入していたと思うので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、元同僚の氏名を記憶しているが、その元同僚は既に他界しており、複数の元同僚から聴取しても申立人を記憶する者はおらず、申立人のA社における勤務状況が不明である。

また、当該事業所は、社会保険の資格取得及び資格喪失の記録を管理する社員台帳を確認しても、申立人の氏名は確認できないと回答している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険被保険者証の整理番号に欠番も無い上、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間②について、複数の元同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことは推認できるが、入社及び退社時期については記憶していないとしており、申立人の勤務期間を特定できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の

氏名は無く、健康保険被保険者証の整理番号に欠番も無い上、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立期間当時の事業主は既に他界しており、その妻及び子息は、「事業所は倒産しており、当時の関係資料が無いため分からない。」と回答している。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務した元同僚の氏名を記憶していないため、申立期間当時の勤務状況等を確認できない。

また、当該事業所は解散しており、清算人に照会文書を送付しても宛所不明で戻ったため、申立期間の加入手続及び保険料控除等が不明である。

なお、申立人は、申立期間③において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間④及び⑤について、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者原票及びオンライン記録から、申立人がD社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和52年6月1日に取得し、同年7月31日に喪失していることが確認できる。

しかしながら、当該事業所は解散しており、元事業主も他界している上、元同僚から聴取しても、申立期間当時の社会保険事務担当者が不明であるため、申立人の勤務期間及び保険料控除を確認することができない。

申立期間⑥について、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間の一部期間について、E社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、複数の元同僚から聴取しても、申立人の勤務期間を特定することができない上、そのうちの一人は、「最初の頃は、希望者だけが厚生年金保険に加入していたのではないか。」、別の者は、「正社員は加入していたと思うが、新規適用事業所となった時期は、事業所が加入するかしないか従業員ごとに聞いていたようにも思う。中には、加入しない人もいた。」と証言しているなど、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和53年8月1日時点で必ずしも全員が加入していなかったことが推認できる。

また、F社については、E社の関連事業所であり、商業登記簿謄本から、昭和54年6月に会社を設立していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成2年2月1日であり、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、G社については、合併先のI社及び元同僚の回答から、申立人が、当該事業所のJ営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、元同僚に聴取しても、申立人の勤務状況等を確認することができない上、合併先の事業所は、申立期間当時の関連資料は無いとしており、当時社会保険の手続を依頼されていた労務管理事務所も、「厚生年金保険の資格取得及び喪失の記録を記載した『書類台帳』を調査したが、申立人の氏名は無く、申立人に関する届出を行っていないと思う。」と回答している。

加えて、H社については、当該事業所が保管する出勤簿、賃金台帳及び所得税源泉徴収簿の写しから、申立人は、昭和61年8月21日に入社し同年9月

26日に退社しており、その所得税源泉徴収簿の写しから、上記期間について、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

その上、E社、G社及びH社のいずれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は無く、健康保険被保険者証の整理番号に欠番も無い。

なお、申立人は、申立期間⑥において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人がいずれの申立期間においても、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月から 60 年 1 月まで
② 昭和 62 年 5 月から平成 5 年 8 月まで

申立期間①については、A社が所有する「B店」、申立期間②については、C県D市に所在する「E店」という名称の店に勤務していた。当時の給与明細書等は所持していないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、勤務した店舗（B店）の所在地等を詳細に記憶していることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年4月1日であり、当該適用年月日は事業所が保管する健康保険・厚生年金保険新規適用届の控えの記載とも一致していることから、申立期間当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶する元同僚は、オンライン記録によると、上述の適用年月日に当該事業所の厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、適用前の期間については、「国民年金と国民健康保険に加入していた。」と証言しているところ、申立期間は、国民年金に加入していることが確認できる。

申立期間②については、C県F協同組合及び関連事業所であるG社からの回答により、申立人が記憶する所在地に、H社が所有する「I店」が所在していたことが確認でき、その供述から申立人が当該店舗に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録を調査しても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人は、元同僚等を記憶しておらず、申立期間の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等を聴取することができない。

さらに、G社は、申立期間当時、H社は、厚生年金保険に加入手続きを行って
いなかったと思うと回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主によ
り給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらな
い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを認めることはできない。